

週刊 企業経営

MAGAZINE



WEBマガジン

発行 税理士法人優和

1 ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2014年6月10日号

米国経済の見通し

—いよいよ消費大国の本領発揮へ

経済・金融フラッシュ 2014年6月13日号

【5月米小売売上高】

予想を下回るが、堅調さは持続

2 経営TOPICS

統計調査資料

景気ウォッチャー調査

平成26年5月調査結果

3 経営情報レポート

雇用の安定に助成金制度を活用する！

知れば得する雇用関係の助成金制度

4 経営データベース

ジャンル:企業運営 サブジャンル:個人情報保護法

個人情報の当該性

個人情報の適正な取得

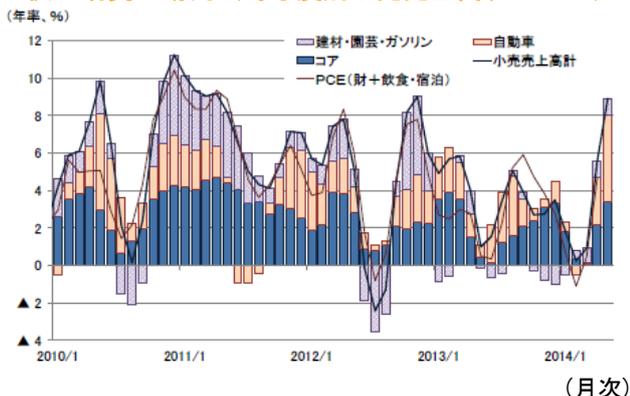
【5月米小売売上高】 予想を下回るが、堅調さは持続

要旨

1 結果の概要: 予想は下回ったが悲観するほどでもない

10日（火）、中国国家统计局が発表した8月の工業生産（実質付加価値ベース、規模以上）は前年同月比10.4%増と7月の同9.7%増を0.7ポイント上回った。これで、4-6月期の前年同期比9.1%増（当研究所の独自推計値）を2ヵ月連続で大幅に上回っており、来月18日（金）に発表される7-9月期の実質GDP成長率は、前四半期の前年同期比7.5%増を大幅に上回る可能性がでてきた。また、8月は前月比でも0.93%増と7月の0.91%増を上回っている。

個人消費の動向（寄与度別小売売上高、PCE）

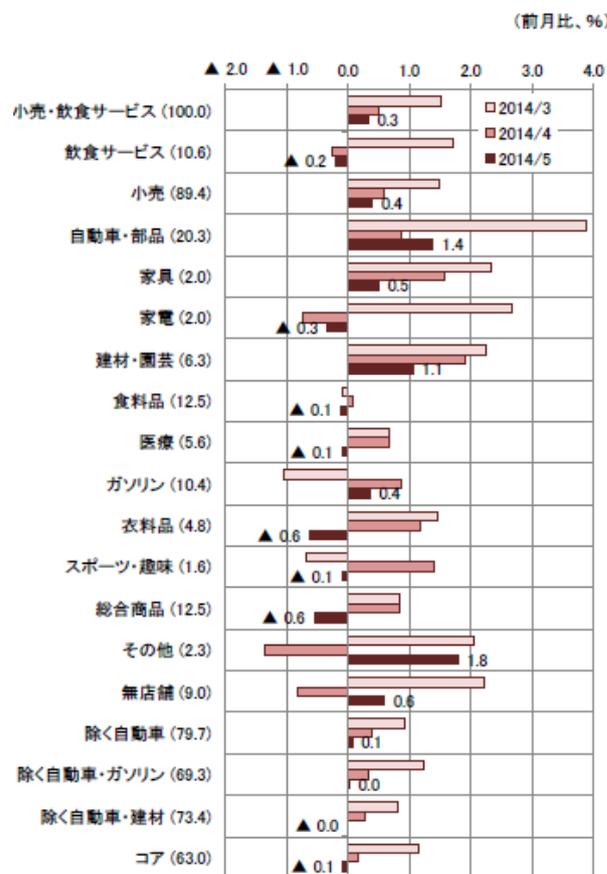


2 結果の詳細: 自動車と医療の堅調さは変わらず

5月の小売売上高を品目別に見ると、前月比では、自動車関連が+1.4%（前月：+0.9%）となり一段と売上げを伸ばして

いることが目立つ。この他、建材は+1.1%（前月：+1.9%）と成長幅は鈍化したものの伸び率は高い。その他小売の+1.8%（前月：▲1.4%）や無店舗小売の+0.6%（前月：▲0.8%）は前月のマイナス成長からプラスに転じている。ただし、自動車・建材・園芸・ガソリンを除くコア売上高は前月比▲0.1%（前月：+0.2%）と伸び悩んでいる。

小売売上高（品目別、前月比）



(注) 小売売上高のコアは自動車・飲食サービス・建材・園芸・ガソリンを除くカッコ内は売上高シェア (%) (資料) Datastream

景気ウォッチャー調査 平成26年5月調査結果

今月の動き(5月)

5月の現状判断DIは、前月比3.5ポイント上昇の45.1となり、2か月ぶりに上昇した。家計動向関連DIは、百貨店、スーパー、コンビニなどで、消費税率引上げ後の駆け込み需要の反動減が和らいだこと等から上昇した。

企業動向関連DIは、受注や生産の増加に一服感がみられたこと等から低下した。

雇用関連DIは、多くの業種で求人が増加したこと等から上昇した。

5月の先行き判断DIは、前月比3.5ポイント上昇の53.8となり、2か月連続で上昇した。

先行き判断DIについては、消費税率引上げ後の駆け込み需要の反動減の影響が薄れていくことや夏のボーナスが増加することへの期待等から、家計動向部門、企業動向部門及び雇用部門で上昇した。

以上のことから、今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる。先行きについては、緩やかに回復していくと見込まれる」とまとめられる。

●調査期日及び期間

調査は毎月、当月時点であり、調査期間は毎月25日から月末である。

●利用上の注意

1. 分野別の表記における「家計動向関連」、「企業動向関連」、「雇用関連」は、各々家計動向関連業種の景気ウォッチャーによる景気判断、企業動向関連業種の景気ウォッチャーによる景気判断、雇用関連業種の景気ウォッチャーによる景気判断を示す。
2. 表示単位未満の端数は四捨五入した。したがって、計と内訳は一致しない場合がある。

●DIの算出方法

景気の現状、または、景気の先行きに対する5段階の判断に、それぞれ以下の点数を与え、これらを各回答区分の構成比(%)に乗じて、DIを算出している。

評価	良くなっている 良くなる (良い)	やや良くなっている やや良くなる (やや良い)	変わらない 変わらない (どちらともいえない)	やや悪くなっている やや悪くなる (やや悪い)	悪くなっている 悪くなる (悪い)
点数	+1	+0.75	+0.5	+0.25	0

1 景気の現状判断DI

3か月前と比較しての景気の現状に対する判断DIは、45.1となった。企業動向関連のDIが低下したものの、家計動向関連、雇用関連のDIが上昇したことから、前月を3.5ポイント上回り、2か月ぶりの上昇となった。また、横ばいを示す50を2か月連続で下回った。

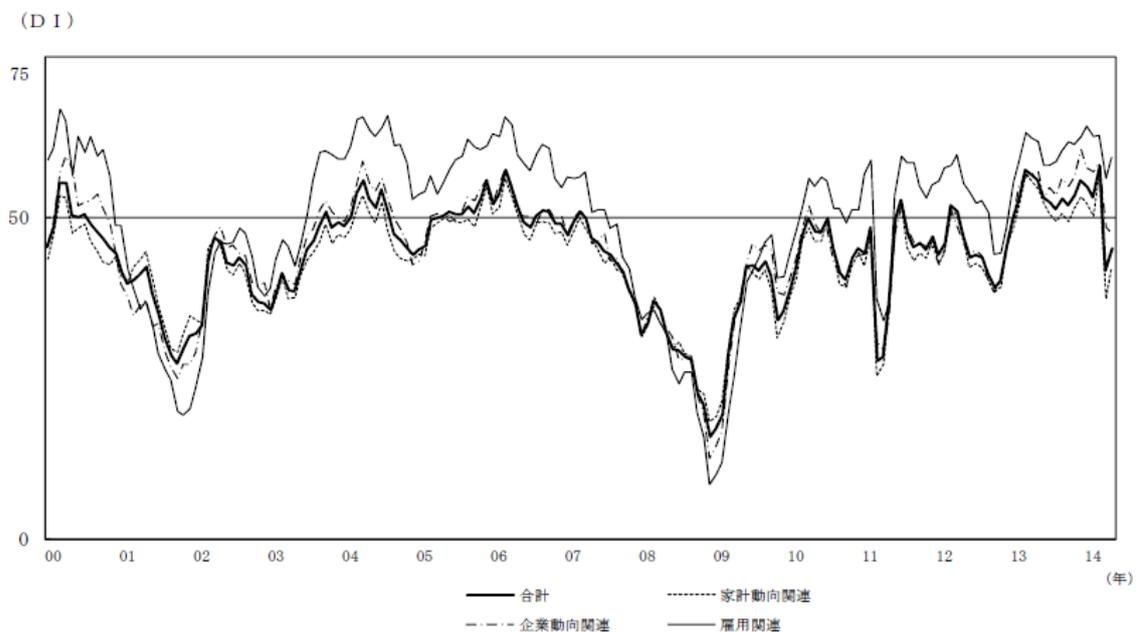
図表1 景気の現状判断DI

(DI)	年 月	2013 12	2014 1	2	3	4	5	(前月差)
合計		55.7	54.7	53.0	57.9	41.6	45.1	(3.5)
家計動向関連		53.1	52.2	50.2	57.0	37.2	42.1	(4.9)
小売関連		53.7	54.0	52.3	60.7	31.9	39.2	(7.3)
飲食関連		52.4	45.7	42.2	48.8	48.1	43.7	(-4.4)
サービス関連		53.2	50.5	47.5	52.5	44.1	47.7	(3.6)
住宅関連		46.8	50.0	50.6	50.3	44.7	43.4	(-1.3)
企業動向関連		60.4	57.7	57.0	58.4	48.5	47.4	(-1.1)
製造業		60.5	57.7	55.2	57.0	50.0	47.9	(-2.1)
非製造業		60.5	57.5	58.8	59.6	47.5	46.9	(-0.6)
雇用関連		62.5	64.2	62.6	62.8	55.9	59.3	(3.4)

図表2 構成比

年	月	良く なっている	やや良く なっている	変わらない	やや悪く なっている	悪く なっている	DI
2014	3	8.4%	34.8%	40.6%	12.5%	3.7%	57.9
	4	1.7%	16.6%	41.1%	27.8%	12.8%	41.6
	5	1.3%	19.0%	45.7%	27.0%	7.1%	45.1
(前月差)		(-0.4)	(2.4)	(4.6)	(-0.8)	(-5.7)	(3.5)

図表3 景気の現状判断DI



2 景気の先行き判断DI

2～3か月先の景気の先行きに対する判断DIは、53.8となった。家計動向関連、企業動向関連、雇用関連のすべてのDIが上昇したことから、前月を3.5ポイント上回り、2か月連続の上昇となった。また、横ばいを示す50を2か月連続で上回った。

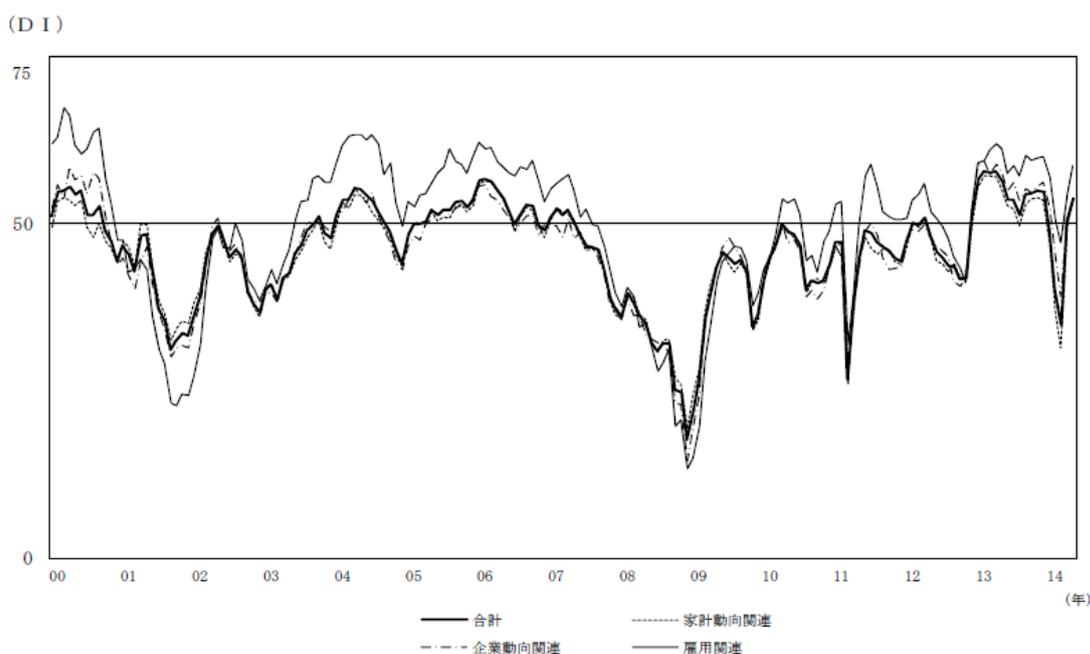
図表4 景気の先行き判断DI

(DI)	年 月	2013 12	2014 1	2	3	4	5	(前月差)
合計		54.7	49.0	40.0	34.7	50.3	53.8	(3.5)
家計動向関連		53.4	46.8	36.7	31.3	49.8	53.1	(3.3)
小売関連		56.5	47.0	32.8	25.6	50.1	54.1	(4.0)
飲食関連		43.3	39.2	32.8	32.2	46.8	48.2	(1.4)
サービス関連		50.4	48.3	44.1	41.2	50.7	53.5	(2.8)
住宅関連		48.1	45.7	43.6	39.5	46.2	47.8	(1.6)
企業動向関連		56.2	52.0	45.1	39.0	49.9	53.5	(3.6)
製造業		57.4	52.1	44.0	40.2	50.4	52.1	(1.7)
非製造業		55.4	52.3	45.9	38.1	49.7	55.0	(5.3)
雇用関連		60.0	56.8	50.5	47.1	54.4	58.6	(4.2)

図表5 構成比

年	月	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	DI
2014	3	1.3%	10.4%	29.1%	43.8%	15.3%	34.7
	4	1.9%	25.6%	49.0%	18.5%	4.9%	50.3
	5	2.1%	31.3%	49.5%	13.7%	3.4%	53.8
(前月差)		(0.2)	(5.7)	(0.5)	(-4.8)	(-1.5)	(3.5)

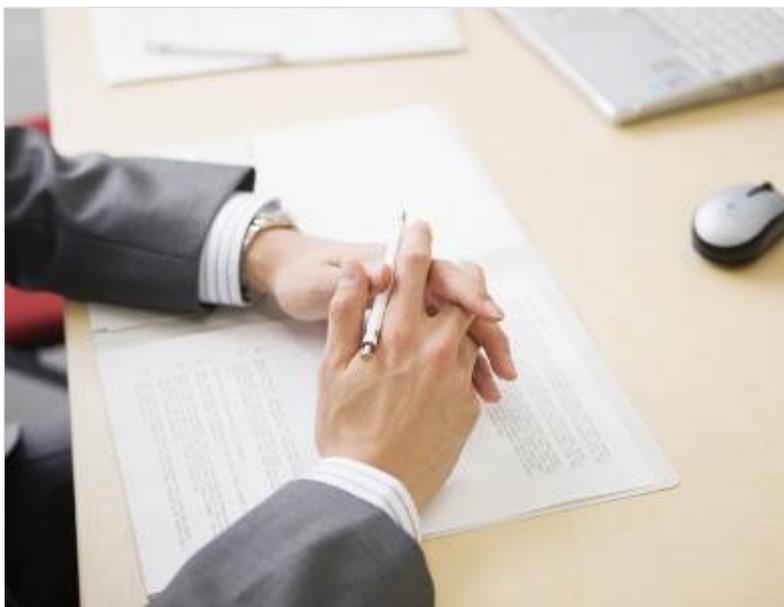
図表6 景気の先行き判断DI



雇用の安定に助成金制度を活用する！ 知れば得する雇用関係の助成金制度

ポイント

- 1 雇用関係助成金の利用要件
.....
- 2 平成26年度の雇用関係助成金制度の概要
.....
- 3 非正規労働者のキャリアアップに関する助成金
.....
- 4 仕事と家庭の両立支援に関する助成金
.....
- 5 新規雇用に関する助成金とその他の助成金
.....



■参考文献

・平成26年度雇用関係助成金のご案内（詳細版）「厚生労働省発行」

1 雇用関係助成金の利用要件

■ キーワードは「雇用の確保」および「雇用の安定」

近年は、学校を卒業したのに仕事に就かなかつたり、就職してもパート、アルバイト、および派遣業務などいわゆる非正規社員として働く労働者が増えています。

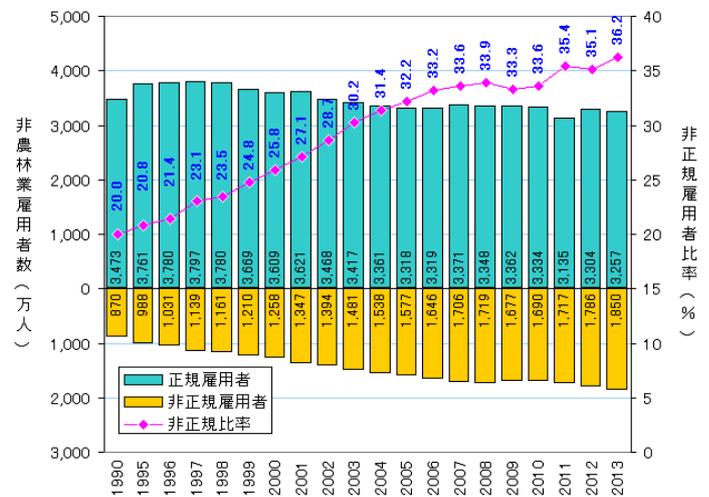
また、せっかく正社員として就職しても3年以内に退職する率が中卒は7割、高卒は5割、大卒は3割というデータもあります。

非正規雇用者比率をみると、下記表のとおり1990年の20.0%から2013年の36.2%へと大きく上昇しており、いまや3人に1人以上は非正規雇用者となっています。正社員になりたくてもなれない非正規社員の多くは、雇用が不安定な状況に対して、不安を抱えているといえます。

今後の日本において、人口減少に伴い労働者人口がますます減少していく中で、このような労働環境を国は問題視しており、雇用の安定を重点施策に掲げています。

厚生労働省における平成26年度の雇用政策は、「若者」「高齢者」「女性」「障害者」の4分野に焦点を当てており、雇用の確保、および雇用の安定を実現するために、企業に対する助成金制度を拡充しています。

■ 正規雇用者と非正規雇用者の推移



(出所：総務省 2014年労働力調査)

2 平成26年度の雇用関係助成金制度の概要

① 非正規労働者のキャリアアップに関する助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。平成26年3月1日より一部のコースの助成額が拡充されており、労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性の向上、優秀な人材を確保するためには有効な助成金です。

② 仕事と家庭の両立支援に関する助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金で、3種類があります。

③ 仕事と家庭の両立支援に関する助成金

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者や、65歳以上の高年齢者を雇い入れるための制度を確立することを目的としています。

④ その他有効に活用できる助成金

老朽化設備を更新、増強したい中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資を補助する補助金、指定場所以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置する取組みを助成する制度や、その他労働環境を向上させる目的で補助金が拡充されました。

3 非正規労働者のキャリアアップに関する助成金

■ 正規雇用等転換コース

◆対象労働者

本コースにおける「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の(1)、(2)または(4)に該当する労働者、あるいは申請事業主がその事業所で受け入れている(3)の派遣労働者です。

なお、短時間労働者または申請事業主が派遣元事業主である場合の派遣労働者は、その雇用契約期間に応じて(1)または(2)として取り扱われます。

- (1) 有期契約労働者
- (2) 無期雇用労働者
- (3) 派遣労働者
- (4) 支給対象事業主が実施した有期実習型訓練を受講し、一定時間修了した有期契約労働者等（ただし、無期雇用に転換する場合は、通算雇用期間が3年未満の者に限る）

◆キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定

ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けなければなりません。

◆正規雇用者等への転換等の実施

- (1) 対象労働者の種類ごとに次の①～③のいずれかの措置を、制度として労働協約または就業規則に定めたこと
 - ①有期契約労働者を正規雇用または無期雇用に転換すること
 - ②無期雇用労働者を正規雇用に転換すること
 - ③派遣労働者を正規雇用または無期雇用として直接雇用すること
- (2) (1) ①～③の制度の適用後6か月を経過したこと
- (3) 適用者に対して6か月分の賃金を支払ったこと
- (4) 支給申請日において(1) ①～③の制度を継続していること
- (5) (1) の制度のうち、無期雇用に転換または直接雇用した場合は、適用者の基本給が、制度の適用となる前と比べて5%以上昇給していること

◆支給金額

適用内容	支給対象者1人当たり支給額
有期労働から正規雇用への転換等	30万円(40万円)
有期労働から無期雇用への転換等	15万円(20万円)
無期労働から無期雇用への転換等	15万円(20万円)

()内は中小企業事業主の場合

4 仕事と家庭の両立支援に関する助成金

■ 中小企業両立支援助成金

中小企業両立支援助成金の4つのコースのうち、特に有効活用できそうな「期間雇用者継続就業支援コース」を紹介します。

◆ 制度の概要

有期契約労働者(期間雇用者)について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させて、育児休業終了後に原職復帰させ、併せて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成する制度です。この制度は、平成28年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰した者を対象とする時限的な制度です。

◆ 対象事業主

本助成金を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- ① 対象労働者（以下「支給対象者」という）の休業、出勤状況および支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- ② 中小企業事業主であること
- ③ 「育児・介護休業法」第2条第1号の「育児休業制度」および同法第23条第1項の「育児短時間勤務制度」について、労働協約または就業規則に規定していること
- ④ 「次世代育成支援対策推進法」に規定する一般事業主行動計画を策定し、その旨を管轄の労働局に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること

◆ 受給金額

1人目 40万円、2～5人目 15万円

- ※ 「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目 10万円、2～5人目 5万円を加算
- ※ 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算

◆ 受給手続

支給対象者の育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内に、「中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄の労働局雇用均等室へ支給申請する必要があります。

5 新規雇用に関する助成金とその他の助成金

■ 中小企業労働環境向上助成金

◆ 制度の概要

労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としています。

◆ 対象条件

健康・環境・農林漁業・介護関連事業の分野等の事業を営む中小企業が、以下の措置を実施した場合に受給することができます。

① 評価・処遇制度の導入

評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度のいずれかの制度を導入すること

② 研修体系制度の導入

職務の遂行に必要な能力等を付与するため、カリキュラム内容、時間等を定めた職業訓練・研修制度を導入すること

③ 健康づくり制度の導入

人間ドック、生活習慣病予防検診、メンタルヘルス相談のいずれかの制度を導入すること

④ 介護福祉機器の導入等（介護関連事業主のみ）

対象となる介護福祉機器（移動用リフト、自動車用車いすリフト等）を購入し、導入後の措置（導入機器の使用を徹底させるための研修、導入機器のメンテナンス等）を図ること

◆ 受給金額

● 評価・処遇制度	40 万円
● 研修体系制度	30 万円
● 健康づくり制度	30 万円
● 介護福祉機器等（介護事業所）	支給対象費用の 1 / 2（上限 300 万円）

◆ 受給手続

雇用管理制度または介護福祉機器等の導入に係る計画を作成し、必要な書類を添えて計画開始 6 か月前から 1 か月前までに管轄の労働局に認定申請する必要があります。

経営データベース ①

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 個人情報保護法



個人情報の当該性

個人情報にはどのような種類があるのですか？



1. 保護法で規定する個人情報

保護法上、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

【個人情報の具体例】

①死者に関する情報

死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。

②外国人の情報

外国人に関する情報も、国籍等の区別なく、特定の個人を識別できる情報であれば、個人情報に当たります。

③法人の代表者の情報

この情報が法人の保有する文書に記載されている場合には、代表者個人の情報であると同時に、法人の情報にも当たることになります。

④防犯カメラの映像

映像から特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に当たりますが、識別できない場合には当たりません。テープに記録された音声情報も同様です。

⑤行政機関に持ち込まれた相談事案の処理票に記載された相談の内容や処理の経過

処理票に具体的な相談内容及びそれを受けた行政機関の対応等が記載されており、処理票から申出人を識別することができるのであれば、当該申出人の個人情報に当たります。

⑥採用試験の結果

採用希望者の個人情報に当たります。

2. メールアドレスは個人情報にあたるのか

メールアドレスには、個人情報に該当するものとしがないものがあります。

記号を羅列したもの（例えば「O123ABCD@soumu.go.jp」）のように、それだけでは特定の個人を識別できない場合には、個人情報には該当しません。しかし、特定の個人の氏名を記載したもの（例えば「〔氏名のローマ字記述〕@soumu.go.jp」）のように、特定の個人を識別できる場合には、個人情報に該当します。

ただし、メールアドレスから直ちに特定の個人を識別することが難しい場合であっても、メールアドレスは、各個人にとって私信を受け取るなどのためのインターネット上の住所とも言うべきものであり、慎重かつ適正に取り扱う必要があることに変わりはありません。

経営データベース ②

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 個人情報保護法



個人情報の適正な取得

個人情報の適正な取得を教えてください。また本人から個人データの開示を求められた場合はどうしたらよいのでしょうか？



1. 個人情報の適正な取得

個人情報保護法17条では、個人情報取扱事業者が個人情報を取得する際には、「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」とあります。

これはOECD8原則の収集制限の原則（適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき）に対応します。尚、不正の手段とは自らの行為が不正の手段である場合に加えて、不正な手段で個人情報を収集した第三者から、不正な収集であることを知りつつ個人情報の提供を受ける場合も含まれます。

参考までに、経済産業省のガイドラインで「不正の手段」の具体例としてあげている例を下記に記します。

【事例1】

親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子供から、取得状況から考えて関係のない親の収入事情等の家族の個人情報を取得する場合。

【事例2】

法23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合。

【事例3】

他の事業者に指示して上記事例1又は事例2等の不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

2. 本人への個人データの開示

不開示情報に該当する場合は応じる必要はありません。

その不開示情報とは、以下のような情報のことです。

- ①開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害する恐れがある情報。
- ②第三者（個人）に関する個人を特定可能な情報等。
- ③第三者（法人、個人事業者）に関する営業秘密情報等。
- ④国の機関、独立行政法人等の審議等の情報。
- ⑤国の機関、独立行政法人等の国家安全情報、外交情報、操作情報等。

【参考】「ルール&手順 個人情報保護法」 カットシステム